

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
土庄町	大部地区 (琴塚、田井、大部、小部)	令和4年3月18日	令和5年6月21日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

島の北部に位置するため、日照率が低く、農業者も少ない上、農地規模も小さく効率が悪い。地域の担い手の高齢化、農業後継者の確保が滞っており、農業の生産性が低下するとともに、農地の遊休化が進み、鳥獣害被害等が多くなっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状では地区全体を通して中心経営体となる農業者が数名のため、地域内外から移住等の多様な参加者の確保を推進し、地域における担い手の確保・定着を図り、農地等の生産条件の改善と担い手への農地集積を進める。

担い手への農地集積・集約化は農地中間管理機構と農業委員会が中心となり進めており、引き続き、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、効率の良い農地の集約化を促進する。

農地の耕作・維持が難しくなった場合は、中心経営体へ貸し出してもらうよう周知するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員と連携しながら、農地所有者の意向を把握し、農地の利用調整を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
—	A		151 a		151 a	地区内
—	B	オリーブ	2 a	オリーブ	2 a	地区内
計	2経営体		153 a		153 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、農地所有適格法人は「所有法」、その他の法人は「法人」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。